

市区町村別集計項目(推進体制等)

埼玉県	
市区町村数	63

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						47	49	39			62					
11	100	さいたま市	人権政策・男女共同参画課	1	1	1	1	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月14日	2003年4月1日		第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
11	201	川越市	男女共同参画課	1	1	1	1	川越市男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日		第6次川越市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	202	熊谷市	男女共同参画室	1	1	1	1	熊谷市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
11	203	川口市	協働推進課	1	2	1	1	川口市男女共同参画推進条例	2012年3月27日	2012年4月1日		第2次川口市男女共同参画計画(改訂)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
11	206	行田市	男女共同参画推進センター	1	1	1	1	行田市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日						1
11	207	秩父市	市民生活課	1	2	0	0				0	2017デュエットプラン(秩父市男女共同参画計画)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	208	所沢市	企画総務課 男女共同参画室	1	1	1	1	所沢市男女共同参画推進条例	2004年9月24日	2005年1月1日		第4次所沢市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
11	209	飯能市	市民協働推進課	1	2	1	1	飯能市男女共同参画推進条例	2015年12月18日	2016年4月1日		第5次飯能市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
11	210	加須市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	加須市男女共同参画推進条例	2011年7月7日	2011年7月7日		第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	211	本庄市	本庄市市民生活部市民活動推進課	1	2	1	1				2	第3次本庄市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	212	東松山市	人権市民相談課	1	2	1	1	東松山市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画基本計画・東松山市女性活躍推進計画・東松山市DV防止基本計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	214	春日部市	市民参加推進課	1	2	1	1	春日部市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		第2次春日部市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
11	215	狭山市	市民相談課 男女共同参画センター	1	2	1	1	狭山市男女共同参画推進条例	2015年6月29日	2015年6月29日		第5次狭山市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	216	羽生市	人権推進課	1	2	1	1				1	第3次羽生市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
11	217	鴻巣市	やさしさ支援課	1	2	1	1	鴻巣市男女共同参画推進条例	2011年12月27日	2012年3月10日		このす男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	218	深谷市	人権政策課	1	1	1	1	深谷市男女共同参画推進条例	2014年9月30日	2015年1月1日		第3次深谷市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	219	上尾市	上尾市人権男女共同参画課	1	2	1	1	上尾市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第3次上尾市男女共同参画計画~デュエットプラン21~	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
11	221	草加市	人権共生課	1	2	1	1	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	2004年9月17日	2004年10月1日		草加市男女共同参画プラン2021	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	222	越谷市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	越谷市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年7月1日		第4次越谷市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2032年3月	1	1	
11	223	蕨市	市民活動推進室	1	2	1	1	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	2003年3月27日	2003年6月1日		蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)後期計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
11	224	戸田市	協働推進課	1	2	1	1	戸田市男女共同参画推進条例	2016年9月30日	2016年10月1日		第5次戸田市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
11	225	入間市	人権推進課	1	2	0	1	入間市男女共同参画推進条例	2010年3月29日	2010年4月1日		第5次いるま男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	227	朝霞市	人権庶務課	1	2	1	1	朝霞市男女平等推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第2次朝霞市男女平等推進行動計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	228	志木市	人権推進室	1	2	1	1	志木市男女共同参画推進条例	2002年6月24日	2002年7月1日		第6次志木市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	229	和光市	総務人権課	1	2	1	1	和光市男女共同参画推進条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	230	新座市	人権推進室	1	2	0	1	新座市男女共同参画推進条例	2000年6月15日	2000年7月1日		(仮称)第4次にいざ男女共同参画プラン(財政非常事態宣言の影響により、策定を2年延期中)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	231	桶川市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	桶川市男女共同参画推進条例	2002年3月28日	2002年4月1日		桶川市第四次男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
11	232	久喜市	人権推進課	1	2	1	1	久喜市男女共同参画を推進する条例	2010年9月30日	2010年9月30日		第2次久喜市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	233	北本市	人権推進課	1	2	1	1	北本市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		第5次北本市男女行動計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	234	八潮市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	八潮市男女共同参画推進条例	2003年12月25日	2004年4月1日		第4次八潮市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
11	235	富士見市	人権・市民相談課	1	2	1	1	富士見市男女共同参画推進条例	2008年6月13日	2008年7月1日		富士見市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	237	三郷市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	三郷市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月27日	2007年1月1日		第5次みさと男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	238	蓮田市	庶務課	1	2	1	0				0	はずだ男女共生プラン2025	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1	
11	239	坂戸市	人権推進課	1	2	1	1	坂戸市男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
11	240	幸手市	人権推進課	1	2	1	1	幸手市男女共同参画を推進する条例	2017年3月17日	2017年6月1日		第5次幸手市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	241	鶴ヶ島市	政策推進課(女性センター)	1	2	1	1	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日		つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	242	日高市	総務課	1	2	1	1	日高市男女共同参画推進条例	2016年12月22日	2017年1月1日		第5次日高市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	243	吉川市	市民参加推進課	1	2	1	1	吉川市男女共同参画推進条例	2003年12月18日	2004年4月1日		第4次吉川市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
11	245	ふじみ野市	市民総合相談室	1	2	1	1	ふじみ野市男女共同参画推進条例	2015年6月23日	2015年10月1日		ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	246	白岡市	市民生活部 地域振興課	1	2	1	1				1	第5次白岡市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	301	伊奈町	人権推進課	1	2	1	1				3	第3次伊奈町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
11	324	三芳町	総務課	1	2	1	0				2	みよし男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2024年3月	0	1	
11	326	毛呂山町	総務課	1	2	0	1				0	第三次もろやま男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
11	327	越生町	総務課	1	2	1	1				0	男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1	
11	341	滑川町	総務政策課	1	2	0	1				0	第3次滑川町パートナーシッププラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
11	342	嵐山町	地域支援課	1	2	0	1	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	2004年3月9日	2004年4月1日		第4次嵐山町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	343	小川町	総務課	1	2	1	1				0	おがわ男女共同参画推進プラン(第4次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
11	346	川島町	総務課	1	2	0	1	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	2013年3月29日	2013年4月1日		第2次川島町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	347	吉見町	自治財政課	1	2	0	0				0	第三次吉見町男女共同参画プラン	2014年3月 ~ 2024年3月	0	1	
11	348	鳩山町	総務課	1	2	1	1				0	(改定)鳩山町男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
11	349	ときがわ町	総務課	1	2	0	0				0	第3次ときがわ町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
11	361	横瀬町	総務課	1	2	1	0				3	第3次横瀬町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
11	362	皆野町	総務課	1	2	0	0				0	第3次皆野町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
11	363	長瀬町	総務課	1	2	0	0				0	第3次長瀬町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
11	365	小鹿野町	総務課	1	2	0	0				0	第2次小鹿野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
11	369	東秩父村	総務課	1	1	0	0				0	みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ	2021年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
11	381	美里町	総務課	1	2	0	0				0	美里町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
11	383	神川町	総務課	1	2	0	0				0	神川町男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
11	385	上里町	子育て共生課	1	2	1	1	上里町男女がともに輝く町づくり条例	2003年5月1日	2003年6月1日		第3次かみさと男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
11	408	寄居町	人権推進課	1	2	1	1				2	寄居町男女共同参画推進プラン2020	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1	
11	442	宮代町	総務課人権推進室	1	2	0	0				0	第3次宮代町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
11	464	杉戸町	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	0				3	すぎと男女共同参画プラン(第5次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	465	松伏町	企画財政課	1	2	1	1	松伏町男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2004年4月1日		松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			23							8	15	14	9	0	18	2	3
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	パートナーシップさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-18シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801	http://www.city.saitama.jp/006/010/002/index.html		○		○		○		
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室		330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904	http://www.city.saitama.jp/006/010/002/006/index.html		○		○		○		
11	201	川崎市	川崎市男女共同参画推進施設		350-1124	埼玉県川崎市新宿町1-17-17	049-249-3777	049-249-1180	https://www.westa-kawagoe.jp		○		○				○
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	ハートピア	360-0037	埼玉県熊谷市筑波三丁目202番地 ティアラ21 4階	048-599-0011	048-599-0012	http://www.city.kumagaya.lg.jp/shisetsu/kurashi/danjo-kyodosankaku.html	○		○			○		
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設		332-0015	川口市川口1丁目1番1号 キュポ・ラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/8/index.html		○	○					○
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	VIVAぎょうだ	361-0032	埼玉県行田市佐間3-23-6	048-556-9301	048-556-9310	https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/shiminseikatubu/danjokyodosankaku/index.html	○		○			○		
11	207	秩父市															
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	ふらっと	359-1122	埼玉県所沢市寿町27-7 コンセールタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetu/bunka/flat/index.html	○		○			○		
11	209	飯能市															
11	210	加須市	加須市女性センター		347-0055	加須市中央2-4-17	0480-62-1111	0480-62-5981	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/kyoudou_suishin/shisetsu/shiminplazakazo/index.html		○	○			○		
11	211	本庄市															
11	212	東松山市															
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	ハーモニー春日部	344-0063	埼玉県春日部市緑町三丁目3番17号	048-731-3333	048-733-0071	http://www.harmonykasuka-be.jp/index.html	○			○				○
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター		350-1305	狭山市入間川1丁目3番1号	04-2937-3617	04-2937-3616	http://www.city.sayama.saitama.jp		○		○		○		
11	216	羽生市	羽生市女性センター	パープル羽生	348-0053	埼玉県羽生市南5-4-3	048-561-1681	048-562-1889	https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2020052500035/	○		○			○		
11	217	鴻巣市	男女共同参画コーナー(鴻巣市市民活動センター内)		365-0038	埼玉県鴻巣市本町1-2-1	048-577-3512	048-577-3949	https://www.city.kounosu.saitama.jp/shisetsu/2/1525657718526.html		○		○		○		
11	218	深谷市															
11	219	上尾市	男女共同参画推進センター		362-0014	埼玉県上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112	https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s209500/		○	○			○		
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	男女共同参画さわやかサロン	340-0013	草加市松江1-1-5 草加文化会館内	048-931-9325	048-936-4690	https://soka-bunka.jp/publics/index/23/		○		○		○		
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	ほっと越谷	343-0025	埼玉県越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412	https://hot.koshigaya-center.jp/	○			○				○

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営				
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
																		住所	電話番号
11	223	蕨市																	
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	あいパル	335-0022	埼玉県戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3996	https://www.ipal-friendship.net/		○		○					○	
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター		358-0003	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539	http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_kyoiku/1012387/index.html		○	○					○		
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	それいゆぷらざ	351-0016	埼玉県朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524	https://www.city.asaka.lg.jp/		○	○					○		
11	228	志木市																	
11	229	和光市																	
11	230	新座市																	
11	231	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	アソシエ	363-8501	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	048-788-4907	048-787-5409	https://www.city.okegawa.lg.jp		○	○					○		
11	232	久喜市																	
11	233	北本市																	
11	234	八潮市	八潮女性サロン		340-0822	埼玉県八潮市大瀬1-1-1マイループ1F八潮駅前出張所	048-996-2159	048-995-7368	https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/jinken_danjo/index.html		○	○					○		
11	235	富士見市																	
11	237	三郷市																	
11	238	蓮田市																	
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	Lieben(リーベン)	350-0214	埼玉県坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640	https://www.city.sakado.lg.jp	○		○					○		
11	240	幸手市																	
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	ハーモニー	350-2213	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1922番地7	049-287-4755	049-271-5297	http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000338.html	○		○					○		
11	242	日高市																	
11	243	吉川市																	
11	245	ふじみ野市																	
11	246	白岡市																	
11	301	伊奈町																	
11	324	三芳町																	
11	326	毛呂山町																	
11	327	越生町																	
11	341	滑川町																	
11	342	嵐山町																	
11	343	小川町																	
11	346	川島町																	
11	347	吉見町																	
11	348	鳩山町																	
11	349	ときがわ町																	
11	361	横瀬町																	
11	362	皆野町																	
11	363	長瀬町																	
11	365	小鹿野町																	
11	369	東秩父村																	
11	381	美里町																	
11	383	神川町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	ウイズ・ユ-上里	369-0306	埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地	0495-35-1357	0495-34-2523	http://www.town.kamisato.saitama.jp/1527.htm		○	○			○			
11	408	寄居町																
11	442	宮代町																
11	464	杉戸町																
11	465	松伏町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
11	231	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	2018年5月7日	4	0	91	○			○		○					
11	232	久喜市			0	0	0											
11	233	北本市			0	0	0											
11	234	八潮市	八潮女性サロン	2008年4月1日	0	0	0	○		○	○							
11	235	富士見市			0	0	0											
11	237	三郷市			0	0	0											
11	238	蓮田市			0	0	0											
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	1972年5月1日	3	0	1,130	○	○	○	○			○				
11	240	幸手市			0	0	0											
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	1988年4月1日	2	2	846	○	○	○	○							施設貸出
11	242	日高市			0	0	0											
11	243	吉川市			0	0	0											
11	245	ふじみ野市			0	0	0											
11	246	白岡市			0	0	0											
11	301	伊奈町			0	0	0											
11	324	三芳町			0	0	0											
11	326	毛呂山町			0	0	0											
11	327	越生町			0	0	0											
11	341	滑川町			0	0	0											
11	342	嵐山町			0	0	0											
11	343	小川町			0	0	0											
11	346	川島町			0	0	0											
11	347	吉見町			0	0	0											
11	348	鳩山町			0	0	0											
11	349	ときがわ町			0	0	0											
11	361	横瀬町			0	0	0											
11	362	皆野町			0	0	0											
11	363	長瀬町			0	0	0											
11	365	小鹿野町			0	0	0											
11	369	東秩父村			0	0	0											
11	381	美里町			0	0	0											
11	383	神川町			0	0	0											
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	1999年7月1日	1	1	6,009	○	○	○	○			○				
11	408	寄居町			0	0	0											
11	442	宮代町			0	0	0											
11	464	杉戸町			0	0	0											
11	465	松伏町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				8		40	1	2.5	44	1	2.3	23	1	4.3	23	0	0.0	7,180	408	5.7
11	100	さいたま市				1	0	0.0	3	0	0.0							861	72	8.4
11	201	川越市				1	0	0.0	2	0	0.0							291	21	7.2
11	202	熊谷市	2006年7月1日	熊谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							363	13	3.6
11	203	川口市				1	0	0.0	2	0	0.0							232	11	4.7
11	206	行田市				1	0	0.0	1	1	100.0							185	13	7.0
11	207	秩父市				1	0	0.0	1	0	0.0							80	1	1.3
11	208	所沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							281	27	9.6
11	209	飯能市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	3	2.2
11	210	加須市				1	0	0.0	1	0	0.0							179	1	0.6
11	211	本庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
11	212	東松山市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	3	2.5
11	214	春日部市				1	0	0.0	0	0								198	8	4.0
11	215	狭山市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	6	5.0
11	216	羽生市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	0	0.0
11	217	鴻巣市	2012年3月10日	鴻巣市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							234	18	7.7
11	218	深谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							200	1	0.5
11	219	上尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	3	2.6
11	221	草加市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	7	5.9
11	222	越谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							379	24	6.3
11	223	蕨市				1	0	0.0	0	0								37	3	8.1
11	224	戸田市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	1	2.1
11	225	入間市	2003年11月16日	入間市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							119	6	5.0
11	227	朝霞市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	12	14.6
11	228	志木市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	2	5.3
11	229	和光市				1	1	100.0	1	0	0.0							102	10	9.8
11	230	新座市	2001年11月1日	新座市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							61	15	24.6
11	231	桶川市	1998年12月18日	桶川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							78	2	2.6
11	232	久喜市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	15	5.9
11	233	北本市	2006年11月19日	北本市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							111	6	5.4
11	234	八潮市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	2	4.5
11	235	富士見市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	1	1.8
11	237	三郷市				1	0	0.0	2	0	0.0							127	7	5.5
11	238	蓮田市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	7	7.4
11	239	坂戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	9	5.8
11	240	幸手市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	11	10.3

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
11	241	鶴ヶ島市				1	0	0.0	1	0	0.0						80	11	13.8	
11	242	日高市				1	0	0.0	1	0	0.0						79	4	5.1	
11	243	吉川市				1	0	0.0	1	0	0.0						95	4	4.2	
11	245	ふじみ野市				1	0	0.0	1	0	0.0						58	7	12.1	
11	246	白岡市				1	0	0.0	1	0	0.0						45	0	0.0	
11	301	伊奈町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
11	324	三芳町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
11	326	毛呂山町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	13	18.8
11	327	越生町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
11	341	滑川町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
11	342	嵐山町	2003年6月3日	嵐山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
11	343	小川町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	0	0.0
11	346	川島町										1	0	0.0	1	0	0.0	80	5	6.3
11	347	吉見町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	5	6.7
11	348	鳩山町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
11	349	ときがわ町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
11	361	横瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	362	皆野町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
11	363	長瀬町										1	1	100.0	1	0	0.0	27	1	3.7
11	365	小鹿野町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	369	東秩父村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
11	381	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	383	神川町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	385	上里町	1999年11月3日	上里町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	92	2	2.2
11	408	寄居町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	442	宮代町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	4	5.3
11	464	杉戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	1	2.2
11	465	松伏町										1	0	0.0	1	0	0.0	80	6	7.5

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード										
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数		うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
																																	その他
11	326	毛呂山町	30.0	2025年3月	18	16	189	55	29.1	法律又は政令により設置されている審議会等	16	14	155	43	27.7	5	3	19	6	31.6	0	0	0	0	1			1					
11	327	越生町	35.0	2022年4月	6	6	81	23	28.4	地方自治法(202条の3)に基づく	6	6	81	23	28.4	6	4	27	6	22.2	30	3	10.0	31	3	9.7	1			1			
11	341	滑川町	35.0	2032年3月	23	20	262	56	21.4	条例、規則等により設置されている審議会、会議等	18	16	235	49	20.9	5	4	27	7	25.9	23	1	4.3	24	1	4.2	1			1			
11	342	嵐山町	35.0	2026年3月	22	21	263	75	28.5	西暦2026年3月までに35%以上	22	21	263	75	28.5	5	3	29	6	20.7	24	8	33.3	25	8	32.0	1			1			
11	343	小川町	33.3	2026年3月	29	26	337	90	26.7	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)及び法令又は条例に基づく審議会等(地方自治法202条の3)	24	23	308	83	26.9	5	3	28	7	25.0	29	4	13.8	30	4	13.3	1			1			
11	346	川島町	40.0	2026年3月	35	19	233	69	29.6	法律及び条例により設置されている審議会及び委員会	18	15	206	64	31.1	5	3	24	4	16.7					1				1				
11	347	吉見町	30.0	2023年3月	15	11	148	30	20.3	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会及び委員会	10	9	117	26	22.2	5	2	31	4	12.9					1				1				
11	348	鳩山町	30.0	2023年3月	31	24	355	101	28.5	・法令又は政令により設置されている審議会等 ・条例により設置されている審議会等	25	21	322	94	29.2	6	3	33	7	21.2	27	2	7.4	28	2	7.1	1			1			
11	349	ときがわ町	35.0	2022年3月	36	30	382	106	27.7	36	9	9	120	28	23.3	5	2	30	4	13.3	33	1	3.0	34	1	2.9	1			1			
11	361	横瀬町	50.0	2024年3月	29	21	269	56	20.8	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会	23	18	244	51	20.9	6	3	26	5	19.2	28	2	7.1	29	2	6.9	1			1			
11	362	皆野町	20.0	2023年3月	6	4	30	6	20.0	法令により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)	11	7	128	15	11.7	6	4	30	6	20.0	23	0	0.0	24	0	0.0	1			1			
11	363	長瀬町	審議会等の女性の占める割合を20%以上とする。	2024年3月	19	17	188	45	23.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会	19	17	188	45	23.9	6	2	29	3	10.3	25	1	4.0	26	2	7.7	1			1			
11	365	小鹿野町	25.0	2024年3月	8	4	136	14	10.3	町の条例に基づく審議会	7	4	111	14	12.6	6	2	29	5	17.2	25	0	0.0	26	0	0.0	1			1			
11	369	東秩父村	25.0	2029年3月	19	12	247	40	16.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	12	8	151	36	23.8	5	2	23	3	13.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1			1			
11	381	美里町	30.0	2025年3月	14	11	161	24	14.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	14	11	161	24	14.9	6	2	37	6	16.2	20	3	15.0	21	3	14.3	1			1			
11	383	神川町	30.0	2028年3月	23	18	217	65	30.0	地方自治法に基づく審議会、委員会等の行政組織	16	14	188	62	33.0	6	3	29	3	10.3	17	2	11.8	18	2	11.1	1			1			
11	385	上里町	40.0	2023年度までに	24	18	244	54	22.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	18	15	214	50	23.4	6	3	30	4	13.3					1				1				
11	408	香居町	30.0	2029年3月	30	18	251	38	15.1	法律又は政令により設置されている審議会等	24	16	223	35	15.7	6	2	28	3	10.7	35	0	0.0	36	0	0.0	1			1			
11	442	宮代町	30.0	2027年3月	24	17	327	72	22.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会	24	17	327	72	22.0	6	5	30	8	26.7	33	2	6.1	37	2	5.4	1			1			
11	464	杉戸町	40.0	2026年3月	33	29	438	115	26.3	法律・条例・要綱等により設置されている審議会・会議等	23	20	299	70	23.4	6	2	30	2	6.7	37	5	13.5	38	5	13.2	1			1			
11	465	松伏町	40.0	2025年3月	24	21	208	57	27.4	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5及び第202条の3)	18	16	178	49	27.5	6	5	30	8	26.7				23	3	13.0	1			1			

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけるください。						
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけるください。							
				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				54	1の合計	63	0	58		1		57	57	56	57	56	46
				0	2の合計	0	43	5		62		1	1	2	1	4	2
				4	3の合計	0	11			0		1	1	1	1	0	2
				5	4の合計	0	9					4	4	4	4	3	11
11	100	さいたま市	さいたま市職員旧姓等使用取扱要綱 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等に旧姓等を使用することができる。 (1) 文書等に旧姓等を使用することにより、法令等に違反する場合 (2) 文書等に旧姓等を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合その他の実務上特段の支障が生じると認められる場合 2 旧姓等を使用する職員に交付する文書等で、実務上特段の支障が生じるおそれのないものには、旧姓等を使用するものとする。	さいたま市議会	1	3	1	さいたま市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定に関わらず、議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の予定日(議員が産したときは、当該出産の日)後8週間を経過するまでの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	201	川崎市	川崎市職員服務規程 (旧姓等使用の届出等) 第十四条 職員は、その職務の遂行において、市長が別に定めるところにより、婚姻、養子縁結その他の事由(以下この項において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後における当該婚姻等の前の戸籍上の氏の使用又は住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十六第二項の規定により住民票に記載された通称の使用(以下これを「旧姓等使用」という。)を行おうとするときは、所属長を経て市長に届けなければならない。 2及び3 略 4 第一項の規定により旧姓等使用を届け出た職員は、同項の規定による届出をした日から旧姓等使用を行うものとする。	川崎市議会	1	4	2		2			1	1	1	1	1	1
11	202	熊谷市	熊谷市一般職職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第一条 この要綱は、働きやすい職場を整備するため、一般職職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	熊谷市議会	1	4	2		2			1	1	2	1	1	1
11	203	川口市	川口市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律および法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせざるおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	川口市議会	1	3	1	川口市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間前(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	206	行田市	行田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法に抵触するおそれなく、職務の遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	行田市議会	1	2	1	行田市議会規則 1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	207	秩父市		秩父市議会	1	4	1	第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	208	所沢市	所沢市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、服務規程第20条の規定に基づき氏の変更に係る住所等変更届を提出する際に旧姓使用届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、旧姓使用届の提出があったときは、その内容を審査し、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により速やかに当該旧姓使用届を提出した職員に対し通知するものとする。 3 前項の規定による承認を受けた職員は、別表に掲げる文書等において旧姓を使用するものとする。	所沢市議会	1	2	1	所沢市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない														
											議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
11	209	飯能市	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	飯能市議会会議規則 【会議】 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 【委員会】 第90条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1			
11	210	加須市	4			1	2	1	加須市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1
11	211	本庄市	1		本庄市職員旧姓使用取扱規定 (趣旨)この規定は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。		2	1	本庄市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
11	212	東松山市	1		東松山市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。		2	1	東松山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
11	214	春日部市	1		春日部市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。		2	1	春日部市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
11	215	狭山市	1		狭山市職員旧姓使用取扱要綱 1 この要綱は、職員が婚姻等によって戸籍上の氏を改めた場合において、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を職務遂行上使用することについて、必要な事項を定めるものとする。		2	1	狭山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
11	216	羽生市	3				2	1	羽生市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2		
11	217	鴻巣市	1		鴻巣市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等)第2条 職員は、旧姓を職場での呼称として使用することができる。 2 職員は、別表に掲げる事項において旧姓を使用することができる。		2	1	鴻巣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
11	218	深谷市	1		第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等使用することに関する必要な事項を定めるものとする。		2	1	深谷市議会会議規則 議員は、公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
11	219	上尾市	1		上尾市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。		2	1	上尾市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2							1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
11	221	草加市	1 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	草加市議員旧姓使用取扱規則 第4条 旧姓は、次に掲げるものを除き使用することができる。 (1) 任命権者から権限を委任されて行う処分 (2) 対外的に権利・義務関係が発生する協定書等 (3) 草加市会計規則(昭和41年規則第12号)第2条の3に規定する出納員等が行う領収書の発行 (4) 身分証明書等を携帯して行う法令等に基づく調査、指導等 (5) 議員の身分及び権利・義務に係るもので特に重要なもの (6) 事務の性質上、対外的な関係で旧姓の使用が困難なもの (7) その他必要に応じて任命権者が定める場合	草加市議会	1	3	1	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	222	越谷市	1 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、下記のとおり取り扱うこととする。旧姓を使用することができる事項は、以下のとおりとし、下記に掲げるもの以外の取り扱いについては、必要に応じて人事課長と協議の上定めるものとする。 <旧姓使用を認める事項> ①職場での呼称 ②名札 ③職員名簿 ④人事異動通知書等 ⑤出勤簿・休暇簿等 ⑥旅行命令簿・復命書等 ⑦起案文書等 ⑧職務に関する各種届出等 <留意点> (1) 男女共同参画の観点及び旧姓を使用できないことによる職業生活上の不便・不利益を助長したものであること。 (2) 人事、給与、税金、共済、出納その他公務員としての権利義務に係る事項に該当しないこと。 (3) 法令等に反しないこと。 <旧姓使用の手続> (1) 旧姓を使用する場合は「旧姓使用(変更)届」(別紙1)を人事課に提出するものとする。 (2) 越谷市職員服務規程に基づく「履歴事項異動届」については従来どおり提出するものとする。	越谷市議会	1	3	1	越谷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11	223	蕨市	1 蕨市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	蕨市議会	1	4	1	蕨市議会会議規則 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産又は育児のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
11	224	戸田市	1 戸田市職員旧姓使用取扱要綱(平成12年9月27日市長決裁) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	戸田市議会	1	2	1	戸田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			戸田市議員報酬等の特例に関する条例、及び同運用基準 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 議員活動ができない期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月、以下これを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) その他議長が認める理由により議会活動ができない場合 ○戸田市議員報酬等の特例に関する条例の運用基準 条例第5条第2号に規定する「その他議長が認める理由により議会活動ができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 市長が招集する会議又は市の要請により各種の行事に参加した際の事故による療養 (2) 議長若しくは委員長が招集する会議又は議長の要請若しくは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (3) 行政視察に参加し、その際の事故による療養 (4) 災害等の際、議員として災害対策等に従事した際の事故による療養 (5) 無過失の事故 (6) 産休、育児休暇 (7) その他議長が特に認めたもの	1	1	1	1	1	1
11	225	入間市	1 入間市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、その事務において旧姓を使用することができる。	入間市議会	1	2	1	入間市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない自由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
11	227	朝霞市	朝霞市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の表に掲げる文書等及び法令等に基づかない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもので所属長が認めるものについて旧姓を使用することができる。	朝霞市議会	1	2	1	朝霞市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	228	志木市	志木市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものの以外のものである。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 税務署、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (3) 法令等により、戸籍の氏名を使用することが定められているもの (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行上、誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用願(第1号様式)を所属長を経て人事課長へ提出し、市長の承認を受けなければならない。	志木市議会	1	2	1	志木市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	229	和光市	和光市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律および法令等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	和光市議会	1	2	1	和光市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	230	新座市	新座市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	新座市議会	1	2	1	第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	231	桶川市	桶川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用願(様式第1号)を所属長を経て人事主管課長に提出しなければならない。	桶川市議会	1	3	1	桶川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	232	久喜市	久喜市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関する必要な事項を定めるものとする。	久喜市議会	1	2	1	久喜市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	233	北本市	北本市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反しない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招かないものにおいて旧姓を使用することができる。	北本市議会	1	2	1	北本市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	234	八潮市	八潮市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上または事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	埼玉県八潮市議会	1	2	1	八潮市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
								1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。																	
11	235	富士見市	1	富士見市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	富士見市議会	1	3	1	富士見市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
11	237	三郷市	1	三郷市職員旧姓使用取扱規定 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がない文書等について、旧姓を使用することができる。	埼玉県三郷市議会	1	2	1	三郷市議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
11	238	蓮田市	1	蓮田市職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	蓮田市議会	1	4	2		2														
11	239	坂戸市	1	坂戸市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	坂戸市議会	1	2	1	坂戸市議会会議規則 第2条第2項 議員は、本人の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第81条第2項 委員は、本人の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2														
11	240	幸手市	1	幸手市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用する場合は、市長の承認を受けなければならない。	幸手市議会	1	2	1	幸手市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2														
11	241	鶴ヶ島市	1	鶴ヶ島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で業務遂行上又は事務処理上誤解や混乱をまねくおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	鶴ヶ島市議会	1	2	1	鶴ヶ島市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
11	242	日高市	1	職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員が自己の氏名を記載する文書等については、次に掲げるものを除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 税務署、埼玉県市町村職員共済組合、埼玉県市町村総合事務組合等の職員として関係する機関の円滑な事務の遂行に支障を及ぼす書類 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障がある文書等	日高市議会	1	2	1	日高市議会会議規則 日高市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 日高市議会会議規則第92条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2														

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
11	243	吉川市	1	吉川市職員旧姓使用取扱い要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用届) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て、政策室主幹に提出しなければならない。 第4条 旧姓使用者は、原則として吉川市職員服務規程(平成4年吉川市訓令第6号、以下「服務規程」という。)第6条に基づく履歴事項変更届と同時に提出するものとする。 (管理) 第3条 政策室主幹は、旧姓使用者台帳(様式第2号)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓使用の範囲) 第4条 旧姓使用者が旧姓を使用することができるのは、当分の間、人事、給与、税金、共済、出納等公務員としての権利義務にかかわらないもので法令に反しない、専ら職員間で職務上使用する次に掲げるものとする。 (1) 名札(服務規程第9条) (2) 事務引継書(服務規程第22条) (3) 出張復命書(服務規程第19条) (4) 起案文書 (5) 職員録 (6) 職員配置図 (7) 人事異動通知書 (8) その他所属長が認める軽易な書類 (旧姓使用者の責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民、職員等に錯誤が生じないように努めなければならない。 (中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、政策室主幹に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この要領の定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、政策室主幹が別に定める。	吉川市議会	1	2	1	吉川市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	3
11	245	ふじみ野市	1	ふじみ野市職員旧姓使用取扱い要領の制定について(依命通達) 第1 趣旨 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。	ふじみ野市議会	1	3	1	ふじみ野市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
11	246	白岡市	1	白岡市職員旧姓使用取扱い規定 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	白岡市議会	1	2	1	白岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
11	301	伊奈町	1	伊奈町職員旧姓使用取扱い規程 第1条第1項 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	伊奈町議会	1	3	1	伊奈町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
11	324	三芳町	1	三芳町職員旧姓使用取扱い要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	三芳町議会	1	2	1	三芳町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
11	326	毛呂山町	1	毛呂山町職員旧姓使用取扱い規程 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	毛呂山町議会	1	2	1	毛呂山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
11	327	越生町	1	越生町職員旧姓使用取扱い要綱 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を、所属長を経て総務課長に提出し、町長の承認を得なければならない	越生町議会	1	4	1	職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第14条第2項第3号 出産の場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間	2						4	4	4	4	4	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
11	341	滑川町	4	滑川町議会	1	2	1	滑川町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	342	嵐山町	1	嵐山町議会	1	3	1	嵐山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	343	小川町	1	小川町議会	1	2	1	小川町議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	4
11	346	川島町	1	川島町議会	1	2	1	川島町議会会議規則 【第2条第2項】前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	347	吉見町	1	吉見町議会	1	2	1	吉見町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1
11	348	鳩山町	1	鳩山町議会	1	2	1	鳩山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
11	349	ときがわ町	3	ときがわ町議会	1	4	2	横瀬町議会会議規則第2条第2項	2			4	4	4	4	2	4
11	361	横瀬町	1	横瀬町議会	1	3	1	議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
11	362	皆野町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	皆野町議会	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	皆野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
11	363	長瀬町	長瀬町職員旧姓使用取扱規程(平成29年長瀬町訓令第8号) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	長瀬町議会				長瀬町議会会議規則(平成12年長瀬町議会規則第1号) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
11	365	小鹿野町	小鹿野町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	小鹿野町議会				小鹿野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	4
11	369	東秩父村		東秩父村議会				東秩父村議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
11	381	美里町	美里町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を職務を行う上で文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 前項の文書等のほか、法令に基づかない経典的な文書等で、その所属する課局長の認めるものについても、旧姓を使用することができるものとする。この場合において、課局長は、必要に応じ、総合政策課長と協議するものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの	美里町議会				美里町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2条2項	2							1	1	1	1	1	1	
11	383	神川町		神川町議会				神川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	4
11	385	上里町	上里町職員旧姓使用取扱規定 第1条 この規定は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、呼称等(以下「文書等」という。)に使用(文書への署名、記名、押印及び指名表示を含む。以下同じ。)することに関し、必要な事項を定めるものとする。	上里町議会					2							4	4	4	4	4	4	
11	408	寄居町		寄居町議会				寄居町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
11	442	宮代町	宮代町職員旧姓使用取扱要領 第2条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用願(様式第1号)を総務課長に提出しなければならない。	宮代町議会				宮代町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
11	464	杉戸町	1	杉戸町職員旧姓使用取扱要領 第3条 旧姓を使用しようとする職員は杉戸町職員服務規程第6条に基づく履歴事項異動届の提出の際に旧姓使用届を所属長を経て、町長へ提出しなければならない。	杉戸町議会	1	2	1	杉戸町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	465	松伏町	1	松伏町職員旧姓使用取扱要領 (趣旨)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も円滑な職務遂行を目的として、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	松伏町議会	1	2	1	松伏町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要となる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 1. 関係するハラスメントを規定している。 2. 2. 議員向け研修を規定している。 3. 3. 議員向け研修を規定している。 4. 4. その他	1. 1. 関係するハラスメントを規定している。 2. 2. 議員向け研修を規定している。 3. 3. 議員向け研修を規定している。 4. 4. その他	1. 1. 関係するハラスメントを規定している。 2. 2. 議員向け研修を規定している。 3. 3. 議員向け研修を規定している。 4. 4. その他	1. 1. 関係するハラスメントを規定している。 2. 2. 議員向け研修を規定している。 3. 3. 議員向け研修を規定している。 4. 4. その他	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
		0	0	16	12	0	0	0		1	3	8		16			
		1	8	13	0	1	0	0		1	7	17		43			
		0	0	34	0	0	6	0		4	53	0		4			
		62	55		0	0	0	2				38					
11	100	さいたま市	4	4	2						3	1		2	さいたま市議会会議運営規程 第37条 議員が氏名に代わる通称又は旧氏名を使用しようとするときは、議長に承認を申請しなければならない。通称又は旧氏名を承認前の氏名に復そうとするときも、同様とする。 2 前項の申請は、議員の任期が始まり、又は氏若しくは名を改めたときに限りすることができる。 3 議長は、第1項の申請があったときは、その適否を決定する。		
11	201	川越市	4	4	1	1	3			3	3	2		2	川越市議会ハラスメント根拠条例 第一条 この条例は、全ての市の職員(以下「職員」という。)が個人としての尊厳を尊重された良好な勤務環境を確立するため、市議会議員(以下「議員」という。)によるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の職員に対する誹謗、中傷、風説の流布等により人権を侵害し、又は不快にされる行為(以下「ハラスメント」という。)の防止及び根絶のための措置等を講じ、及びハラスメントの被害者に配慮することにより、議員によるハラスメントを防止し、及び根絶することを目的とする。		
11	202	熊谷市	4	4	3						3	2		1	熊谷市地域防災計画、災害時事務分掌 男女共同参画の観点に基づく対策に関すること。		
11	203	川口市	4	4	3						3	2		2			
11	206	行田市	4	4	3						3	2		3			
11	207	秩父市	4	4	2						3	4		2			
11	208	所沢市	4	4	1	1	3			2	1	4		2	所沢市議会議員政治倫理条例 第5条6号 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。		
11	209	飯能市	4	4	3						3	2		1	飯能市地域防災計画 女性相談に関すること		
11	210	加須市	4	4	2						2	1		2	加須市議会議員通称名等の使用に関する取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、議員の議会における通称名等の使用に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (使用できる通称名等) 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第6項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票 (5) 叙位及び叙級の申請書類 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるもののほか、通称名等の使用によって業務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)			
11	210	加須市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト の 規 定 が あ る 倫 理 規 則	2 を 設 置 し て い る 議 員 向 け の ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 則	3 を す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 則	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後、利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	(使用の申請) 第3条 通称名等を使用しようとする議員(以下「申請者」という。)は、加須市議会議員通称名等使用申請書(様式第1号)により議長に申請しなければならない。 (使用の承認等) 第4条 議長は、前条の規定による申請があったときは、加須市議会議会運営委員会に協議の上、当該申請に係る通称名等の使用の可否を決定し、その結果を加須市議会議員通称名等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。 2 申請者は、前項の規定により承認された通称名等を、当該承認に係る第2条第1項に掲げる事由に該当する限り継続して使用することができる。 (使用中止の届出) 第5条 議員は、議会における通称名等の使用を中止しようとするときは、加須市議会議員通称名等使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この告示は、公布の日から施行する。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定を記入してください。		
11	211	本庄市	4	4	1	1					本庄市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4)市職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。			3	1	本庄市議会の申し合わせ事項 37 議会活動に関わる議員の旧姓使用については、次に掲げる事項を除き、議長の承認を得て使用することができるものとする。 (1)履歴に関する届出書類 (2)身分証明書 (3)辞職願 (4)給与・旅費・費用弁償・政務活動費の支給に関する書類 (5)源泉徴収票の名称 (6)叙位・叙勲の申請 (7)在職証明書等各種証明書 (8)市議会議員共済会に関する各種届出 (9)その他旧姓使用によって実務上の混乱を生じるおそれがあると議長が判断するもの	2
11	212	東松山市	4	4	1	1	2	3			東松山市議会ハラスメント防止条例 (議員の責務)第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる能力及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑念の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 3 議員は、ハラスメントに当たると疑われる言動を行っている議員に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に憤むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談及び申立てを受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、前項に規定する相談及び申立てを受けた場合において、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うものとする。 3 議長は、前項の事実関係の調査及び確認を行うために、各会派の代表からなるハラスメント審査会を設置することができる。 4 議長は、前項に規定する審査会の調査結果を尊重し、ハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。 (研修等) 第6条 議会は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。			1	3	4	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)			
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定す ハ 等 規 が 定 メン ヘ 倫 理 防 規 止	2 す 議 員 向 メ ン ト を 設 置 し て い る	3 関 を す ハ 行 る ラ ッ 議 士 員 に 向 け た 研 修 防 止	4 ・ そ 他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
11	232	久喜市	4	4	3							3	4			1	久喜市地域防災計画 ・女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する(P136(風水害編)、P419(震災対策編)) ・応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部署の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。(P88(風水害編)、P387(震災対策編))	
11	233	北本市	4	4	1	1						北本市議会議員政治倫理条例 第3条第3項 議員は、その地位を利用して、いかなる場合であっても、特定の個人又は団体に對して嫌がらせし、強制し、若しくは圧力をかける行為又は人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。			3	4		2
11	234	八潮市	4	4	1							3	3	1		2	八潮市議会議員の通称名の使用取扱規程 (趣旨) この訓令は、議員(任期開始前の当選人を含む。以下同じ。)が議会において使用する通称名の取扱について、必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第89条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称名を使用することができない。 (1) 議員台帳 (2) 履歴に関する届出書類 (3) 在職証明書等各種証明書 (4) 辞職届 (5) 議員報酬、費用弁償、その他の支給に関する書類 (6) 源泉徴収票の名義 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 叙位及び叙勲の申請 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの (申請) 第3条 通称名を使用しようとする議員は、議長に対し、通称名使用申請書(様式第1号)により申請しなければならない。 (承認) 第4条 議長は、前条の申請が第2条の規定に該当する場合においては、議員としての品位に欠ける等特段の事情がない限り、当該通称名の使用を承認するものとする。 2 議長は、前条の申請に対する承認の可否を、通称名使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。 3 承認された通称名は、第2条第1項に定める使用の範囲に特段の変更がない限り使用を継続することができる。 (中止の届出) 第5条 議員は、議長の承認を受けて通称名を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 通称名を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないよう努めなければならない。 附 則 この訓令は、令和3年9月21日から施行する。	
11	235	富士見市	4	2	1							3	3	1		2	富士見市議会議員急性使用取扱要綱 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	
11	237	三郷市	4	4	3							3	2			2		
11	238	蓮田市	4	2	2							3	4			2		
11	239	坂戸市	4	2	3							3	4			2		
11	240	幸手市	4	4	3							3	4			2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す る ハ ラ ス メ ン ト 規 定 が あ る 倫 理 規 止	2 を 設 置 し て い る	3 を す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 に 関 し て 研 究 修 正	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
11	365	小笠野町	4	4	3							3	2		2	
11	369	東秩父村	4	4	3							3	4		3	
11	381	栗東町	4	4	3							3	2		2	
11	383	神川町	4	4	3							3	2		2	
11	385	上里町	4	2	1	1			上里町議会議員政治倫理条例 第4条第3項 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強要し、または圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であってもセクシャルハラスメント等、その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。			3	4	1	上里町地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	
11	408	寄居町	4	4	3							3	4		2	
11	442	宮代町	2	2	2							1	4		2	
11	464	杉戸町	4	4	3							3	4	1	杉戸町地域防災計画 また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては人権・男女共同参画推進課や民間団体を積極的に活用する。	
11	465	松伏町	4	4	3							3	4		2	